

## Question 14 :

認定を受けるには、どのような条件を満たすことが必要ですか

### Answer

#### 1. 「8つの認定基準」を達成しましょう

認定を受けるためには、次の認定基準の1から8までのすべての基準を満たす必要があります。

#### 認定を受けるために必要な8つの認定基準

1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
3. 策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- 4/5. 計画期間内に、男性の育児休業等取得者があり、かつ、女性の育児休業等取得率が70%以上であること。
6. 3歳から小学校に入学するまでの子を持つ従業員を対象とする「育児休業の制度または勤務時間の短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
7. 次の①から③のいずれかを実施していること。
  - ① 所定外労働の削減のための措置
  - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
  - ③ その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
8. 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

#### ◆ポイント

認定を受けるためには、認定基準の達成を考慮しながら、行動計画を策定することが必要です。

- 認定基準の4から7は、行動計画に目標として必ずしも設定しなくてもよいのですが、認定を受ける場合には、設定している・いないにかかわらず、達成しなければならない基準です
- したがって、これら4から7の基準をはじめから目標として設定するのが、認定を受ける近道といえます

#### 2. 次の行動計画の策定・届出をしましょう

1回目の計画期間の満了が近くなったら、2回目の行動計画を策定し、届出しましょう。

2回目以降も行動計画の策定・届出を行い、目標を達成すれば、新たに認定を受けることができます。

